

社会福祉法人制度改革と社会貢献事業についての説明会 (第3回) 平成28年度 福祉職員の福利厚生に係る事業説明会

1 目的

福祉人材の確保・不足が深刻化する中、社会福祉事業に従事する職員の定着を促進することは、社会福祉事業を経営する者にとって喫緊の課題となっています。

こうした中、本会では「青森県民間社会福祉事業職員共済事業」の運営や、独立行政法人福祉医療機構の「社会福祉施設職員等退職手当共済制度」や「福利厚生センター（ソウエルクラブ）」の事務を通して、福祉職員の福利厚生の充実を図っております。

また、平成29年4月に施行される社会福祉法の改正法において、全ての社会福祉法人が「社会福祉充実残額」を明確化し、再投下可能な財産が生ずる場合には職員処遇の改善を図ることをはじめとした既存事業の充実や地域公益事業等に活用することが求められています。

そこで、福祉職員の福利厚生等に関するこれらの事業や状況について、より多くの事業者に理解を深めていただくことにより、福祉職員の確保や定着促進につなげ、社会福祉事業全体の推進を図ることを目的に本説明会を開催いたします。

2 主催 社会福祉法人青森県社会福祉協議会

3 日時 平成29年1月24日（火）10時30分から15時30分まで

4 会場 リンクモア平安閣市民ホール 2階ホール（青森市柳川1丁目2番14号）

5 対象 県内の社会福祉事業を経営する法人・団体の役職員

6 参加費 無料

7 日程及び内容

時間	内容
10:30～12:15	開 会 説 明「青森県民間社会福祉事業職員共済事業について（実施状況・事務取扱）」 「社会福祉施設職員等退職手当共済制度について」 青森県社会福祉協議会 説 明「職員共済事業に係る会計処理について」 公認会計士 小野寺 高 氏
12:15～13:00	休 憩
13:00～14:30	説 明「社会福祉法人制度改革の内容について」 「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準について」 青森県健康福祉政策課 説 明「社会福祉法充実残額の活用と社会貢献活動推進事業について」 青森県社会福祉協議会 説 明「職員の福利厚生の充実に向けた取り組みについて」 青森県社会福祉協議会
14:30～14:45	休 憩
14:45～15:45	講 義「社会福祉充実残額の算定方法について」 公認会計士 小野寺 高 氏

- 8 申込 別紙「参加申込書」に必要事項を記入の上、平成29年1月16日(月)までにFAXでお申し込みください。(FAX:017-723-1394)
申込後、事務局より連絡がない場合には、参加受付されておりますので、直接会場にお越しください。

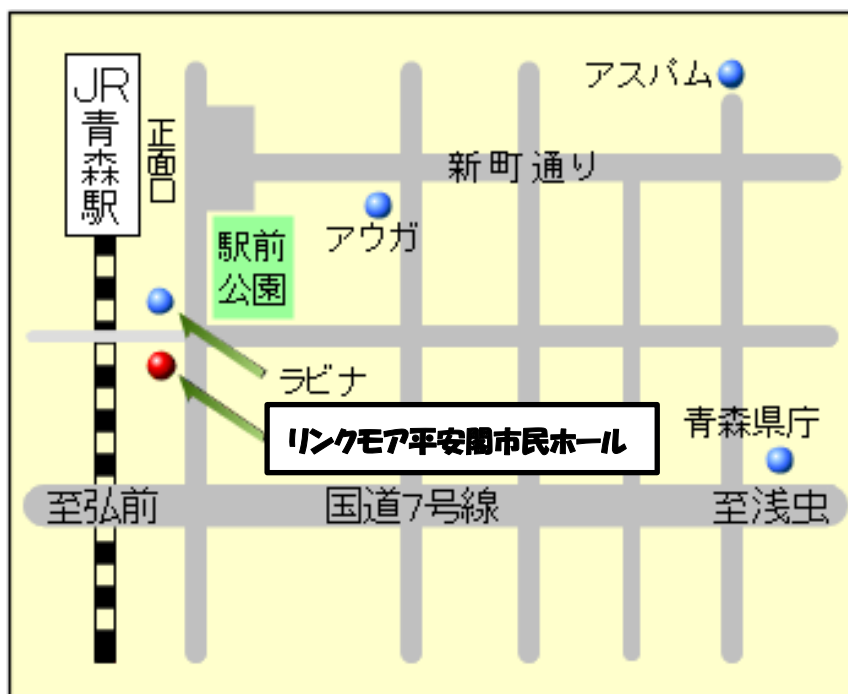
9 その他

- (1)受付は10時から行います。
- (2)昼食は用意しておりませんので、各自で御用意ください。
- (3)会場駐車場の収容台数が限られておりますので、公共交通機関をご利用ください。
- (4)申込書に記載の情報は、説明会に係る企画や管理、連絡等、説明会開催の目的達成のみに使用し、他の目的に使用することはありません。また、本会での個人情報については、「社会福祉法人青森県社会福祉協議会個人情報保護に関する方針」に基づき、適切に取り扱います。
- (5)本説明会の申込書に記載の情報のうち、氏名、法人等名、所属、役職名については、参加者の情報共有等を目的に参加者名簿として参加者に配布します。掲載に不都合がある場合には、申込者の通信欄にその旨を記載ください。

10 申込・問合せ

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 総務企画課 木村・工藤・葛西
〒030-0822 青森市中央3丁目20番地30号 県民福祉プラザ2階
Tel:017-723-1391/Fax:017-723-1394

11 会場案内図



【青森駅から徒歩1分】